晴海選手村土地投げ売りを正す会ニュース

2018.2.5 〈NO.1〉 発行：「晴海・正す会」事務局 市川隆夫 090-1853-5505

晴海都有地たたき売り裁判第一回口頭弁論

都側のあるまじき『暴言』

都民の住民訴訟の権利を否定するのか

東京地裁第419号法廷での第1回口頭弁論後、司法記者クラブで記者会見する原告ら。中央は中野幸則原告代表その右は淵脇みどり原告代理人弁護士 (2017.11.17)

昨年11月17日、オリンピック選手村整備に名を借りて晴海の都有地13・4ヘクタールを近隣地価の9割引きで売却したことは違法だとして都民33人が都に対してその差額分の返還などを求めた裁判（住民訴訟）の第一回口頭弁論が東京地裁419号法廷で行われました。法廷は、原告席も傍聴席も満席となりました。

原告側意見陳述

中野幸則原告代表は口頭による意見陳述で、日建設計による地区計画検討業務から大手不動産等13社による事業協力者と、これが衣替えした11社による特定建築者（工事受注者）の決定などに至る一連のプロセスは、「まさに官民癒着と巨大な官製談合を示すもの」と指摘し「オリンピックを利用した大手ディベロッパー11社の利益を優先する開発計画」と断じて、司法による正義の判断を求めました。

ひきつづいて原告代理人の淵脇みどり弁護士が口頭陳述を行いました。「重要な争点の第一は、都民の重要な資産である本敷地の価格が、周辺時価の10分の1の廉価で不当に売却されたこと」、そして「この売却行為が、あるべき適正手続きに従っていないということ」、

さらに「都の行為は再開発制度を法の趣旨に反して濫用するという手法で行われた」とそのカラクリを詳述し、最後に「その実態は情報の秘匿、非公開による巨大官製談合にほかならない」と断じました。

被告都側意見陳述

当初都側代理人は、原告の法廷での口頭陳述を止めるよう上申書を裁判長あてに提出していました。これを裁判長に却下された被告側代理人の外立憲治弁護士は、当日になってA4一枚の意見陳述要旨を原告側に手渡し、自ら口頭陳述しました。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

冒頭、「原告側の意見陳述により報道関係者各位を含む傍聴人に非常に大きな『誤解』が生じることを懸念」すると、まずマスコミを牽制し、あたかも原告が嘘八百を並べて、世論を誤導するかのような言葉で始めました。

つづいて「官製談合がある」、「不当な廉価で売却された」との原告側の主張を捉えて、「これらは前の及び現在の東京都知事、東京都関係職員、特定建築者11社、不動産鑑定士らに対する重大な名誉毀損・侮辱になりかねない」と脅しともとれる陳述を行いました。

[コメント]

≪行政訴訟を否定するような、このような発言を公の行政側が言い出すとは驚くべきことであり大変不当です。暴言と言ってもいいでしょう。住民訴訟は、住民が行政の不正・腐敗を正す唯一の武器です。一連の経過は官製談合を疑わせるに十分であり、また、自ら土地価格決定の情報を隠しておいて何をかいわんやです。≫

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

次に「原告側は官製談合があったことを特定しておらず、適正譲渡価格が１３００億円という主張を根拠づける、不動産鑑定士等による評価書などの証拠を一切提出していない」として、原告側主張は「自己の主張に都合の良い推論・空論による言いがかり」だと難じています。

[コメント]

≪8月17日に提出した訴状を被告側代理人弁護士は読み込んでないのか疑います。「推論・空論による言いがかり」などとの非難は許せません。情報開示請求した文書が黒塗りで制約された資料を前提にしながらも、具体的に多数証拠を提出し立証しているところです。提訴から3ヶ月も経っているのに、都側の答弁書は、「原告らの請求を棄却する」「追って認否・反論する」という全く中身のないものです。≫

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

そして最後に、「本件訴訟が政治ショーになり下がらないためにも」と言って裁判所に訴訟指揮まで指示しています。

[コメント]

ここにもマスコミ報道を恐れ牽制したい被告側の意図が窺えます。同時に原告が悪意を持って行政を歪めようとしているかのように印象づけようとの狙いが見えます。

被告側陳述は、全体として品格に欠ける印象を与えます。しかし、都側が官製談合疑惑と不当な廉価な地価という点に非常に敏感になっていることが分かりました。

土地価格調査報告書の開示請求が攻めどころ

原告側が主張する土地評価額（約１３００億円）が「選手村用地という本件土地における極めて特殊な事情はまったく勘案されていません」と被告側は言いますが、その特殊事情で9割引きになるというのでしょうか。被告側が情報を開示せずに9割引きの正当性をどう証明するのか見ものです。

次回口頭弁論期日
2月27日(火)15時
第419号法廷
どう出てくるか都側反論

〈前ページから続く〉

都側陳述に反論

11月17日の晴海選手村用地の不当投げ売り裁判の第1回口頭弁論で、被告都側代理人の行政としてあるまじき口頭陳述が終ると、黙っていられないとばかりに直ちに原告代理人の千葉恵子弁護士が立って反論しました。

自らは原告の訴状に対する答弁書に一言も認否も反論もしていないのに、行政の代理人でありながら何たる言いぐさだ、と言わんばかりの手厳しいものでした。

原告被告双方の陳述が終って清水千恵子裁判長は、2月19日までに反論文書を提出するよう都側に指示し、次回期日を2月27日（火）午後3時と言い渡しました。

まるで法廷ドラマ見ているよう

法廷を後にして隣接する弁護士会館の会議室に移り報告集会を行いました。原告・支援者38人と弁護士さんら含め40人を超える人が狭い会議室に寿司詰めになり報告と意見交換を行いました。

新建築家技術者集団の鎌田一夫さんが専門家の立場から幾つかの問題を提起し報告しました。

この日の法廷は、双方の火花が散るような口頭の陳述があったので、傍聴者にとっては極めて分かり易いものでした。最近の法廷は書面のやり取りだけで、次回の期日を調整して数分で終ることが多いので傍聴者には分かりにくいのですが、傍聴の一人の女性が「まるで法廷ドラマを見ているようで感激した」と話していました。

次回も傍聴席を満席にしてください

午後1時半からの法廷に先立って当日の正午から40分ほど地裁前で横断幕を掲げ、ハンドマイクで訴えました。また、40人前後この宣伝行動に参加してくださった皆さんが、前日に出来上がったばかりのリーフレット「知ってますか」を道行く人に配布しました。

次の2月27日の第2回口頭弁論の傍聴席も一杯に埋め尽くしてください。

東京地裁前宣伝行動（2017年11月17日）

オリンピックに名を借りた晴海の都有地
9割引きの投げ売りを正す
住民訴訟を考えるシンポジウム
2月17日(土) 専修大学で開催

オリンピック選手村整備とは言うものの、大会期間中だけ有料で一時借りるだけのもの。実態は、大手不動産・開発ディベロッパーによる大規模マンション開発に他なりません。都民の貴重な資産・都有地を相場の9割引きで開発業者に売り渡していいものでしょうか。

これはおかしいと、都民33人が原告となって昨年8月17日東京地裁に住民訴訟を起こしました。

住民訴訟は自治体の不正・腐敗を防ぐために住民が持つ唯一の「武器」です。しかし果たしてその名の通り機能を果たしているでしょうか。

始まったばかりの晴海選手村土地投げ売り訴訟を取り上げて検証しようというのがこのシンポジウムです。ぜひ多数ご参加ください。

＊＊＊＊＊＊＊＊

◆2月17日(土)
13時開場13時30分開会
◆専修大学神田校舎
1号館1階101号室
（JR水道橋西口より徒歩7分／地下鉄九段下駅5番出口より徒歩3分／地下鉄神保町駅A2出口より徒歩3分）

◆市川隆夫（正す会事務局長）／淵脇みどり（渋谷共同法律事務所弁護士）／白藤博行（専修大学法学部教授）／遠藤哲人（区画整理・再開発対策全国連絡会議事務局長）／鎌田一夫（新建築家技術者集団常任幹事）

「晴海・正す会」ニュースの発刊について

「晴海・正す会」会員の皆さん、又支援して頂いている多くの皆さん、大変お世話になっています。遅ればせながらニュース1号をお送りします。

これから法廷での口頭弁論があるごとに適宜発行してまいります。ご意見または寄稿等ありましたらお寄せください。以下に4・28シンポジウム以降の主な活動等の記録を留めておきます。

《主な活動等記録》

17・4・28「4・28晴海オリンピック選手村建設疑惑検証シンポジウム」（豊洲文化センター）
17・5・19 東京都に住民監査請求書提出、提出後記者会見（都庁記者クラブ）
17・7・19 住民監査請求却下、監査結果に異例の都に対する「意見」を付記
17・7・26「監査結果の報告及び『晴海選手村土地投げ売りを正す会』結成総会」住民訴訟提起を決める（江東区文化センター）
17・8・9 住民訴訟原告団結成総会（江東区文化センター）
17・8・17 東京地裁に訴状提出、地裁前宣伝行動と記者会見（司法記者クラブ）
17・11・17 第1回口頭弁論（地裁419号法廷）地裁前宣伝行動と記者会見（司法記者クラブ）